

## 令和6年 第5回(12月) 筑紫野市議会定例会 【建設環境常任委員会 委員長報告】

『議案第58号 筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、水道法施工令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められているため、当該部分を参照している本条例の一部を改正するものです。

委員会では、技術職の確保が難しい中で今回の改正だと思うが、有資格者を確保するような手立てを取っているのかとの質疑があり、執行

部からは、新しく異動してきた者には資格要件となる講習を受講させるようにするなど取り組んでいるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

## 令和6年 第5回(12月) 筑紫野市議会定例会 【建設環境常任委員会 委員長報告】

議案第68号から議案第70号の3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第68号 令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)』の件について、ご報告いたします。

本件は、休日勤務手当、共済組合負担金の増額に伴う職員給与費に関する補正予算で、歳出予算として3万7千円を増額し歳入予算として一般会計からの繰入金を同額、増額するものです。

委員会では、休日勤務手当が増額した原因は何かとの質疑があり、執行部からは、農業集落排水が今後、公共下水道に接続される予定となっており、その事業認可手続きに伴う資料作成等の事務が増えたためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第69号 令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第2号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事異動に伴う職員給与の調整及び債務負担行為に関する補正予算で、収益的収支では、支出について510万8千円を減額、資本的収支では、支出について303万3千円を増額するものです。

委員会では、債務負担行為の漏水修理工事等当番業務委託について、委託費はどのように算出しているのかとの質疑があり、執行部からは、委託費は主に入件費であり、17時以降の待機料として計上しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第70号 令和6年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事異動に伴う職員給与の調整に関する補正予算で、収益的収支では、支出について313万8千円を増額、資本的収支では、支出について28万7千円を減額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

## 令和6年 第5回(12月) 筑紫野市議会定例会 【建設環境常任委員会 委員長報告】

議案第75号から議案第77号の3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第75号 令和6年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告を踏まえた給与等の改定により、給料、職員手当など34万7千円を増額し、一般会計繰入金を同額、増額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第76号 令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算(第3号)』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告を踏まえた給与等の改定によ

り、収益的収支では、支出について 716 万 5 千円を増額、資本的収支では、支出について 164 万 9 千円を増額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第 77 号 令和 6 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 2 号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告を踏まえた給与等の改定により、収益的収支では、支出について 277 万 4 千円を増額、資本的収支では、支出について 97 万 7 千円を増額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。